

南島原市 都市公園施設長寿命化計画

令和6年 3月
長崎県 南島原市

1. 都市公園整備状況

(2023 年 4 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
11	17.75 ha	9.97 m ²

2. 計画期間（西暦） [2025 年度～ 2034 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
6	3		1							1		11

②選定理由

計画対象公園は、南島原市が管理している「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と設定し、計11公園を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
148	30	143	32	23	0	30
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
364	-	1	771			

②これまでの維持管理状況

これまで公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）は、各公園を所管する課により日常的に維持保全（清掃・保守・修繕）と点検を行っている。
 遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。
 この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修や撤去・更新を行っている。

③選定理由

本市の公園は、設置から30年以上経過した公園施設が約4割を占め、10年後には約9割後半に達する見込みである。施設の老朽化が進行していく中で、今後は、利用状況や財政面を総合的に検討し、各公園施設を管理していく必要があることから、本市内のすべての都市公園施設を計画対象とした。

本公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

本公園では、公園施設長寿命化計画を2023年度に策定し、各年度の実施内容は次のとおりである。

	内容
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備調査の実施 ・ 健全度調査の実施 ・ 健全度・緊急度判定の実施 ・ 公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

健全度調査は、令和5年9月に実施した。結果は下表のとおりである。

【一般施設・遊具・土木構造物・建築物・各種設備】

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は、計画対象公園施設771施設のうち、予防保全型管理の候補とした256施設（休養・遊戯・運動・便益・管理施設など）について実施した。

	(施設)	健全度判定			
		A	B	C	D
一般施設	(190)	74	67	46	3
遊具	(32)	0	8	21	3
土木構造物	(3)	1	1	1	0
建築物	(13)	0	7	5	1
各種設備	(18)	12	6	0	0
合計	(256)	87	89	73	7

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、各公園の利用状況や施設種別を鑑み、「公園優先度」を設定し、緊急度判定に反映した。

なお、「緊急度判定」は高・中・低に分類するが、健全度A、Bを「低」、健全度Cを考慮すべき事項（利用状況・施設種別）により「中」又は「高」、健全度Dを「高」に分類している。

	(施設)	緊急度判定		
		高	中	低
一般施設	(190)	42	7	141
遊具	(32)	24	0	8
土木構造物	(3)	1	0	2
建築物	(13)	5	1	7
各種設備	(18)	0	0	18
合計	(256)	72	8	176

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は各公園を所管する課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で施設の状況確認を行い（必要であれば健全度調査を実施し）、補修、もしくは更新を判定する。判定基準は、財政状況や利用状況、また施設の損傷の度合いやライフサイクルコスト縮減効果等、総合的に考慮して行う。

■ 一般施設・土木構造物・建築物・各種設備 等

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、対象施設について状況確認を行い（必要があれば健全度調査を実施し）、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。必要であれば利用禁止の措置を行ったうえで措置を行う。

■ 遊具等

・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

■ 一般施設等

・可能な限り劣化状況が軽微なうちに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
・事後、予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を目安とし、施設の劣化損傷状況を確認する。
・施設健全度を維持する為、令和5年度調査時点で確認された劣化・損傷個所に補修を行う。

補修箇所は、健全度調査によって経過を観察し、今後の定期補修サイクルの検討資料として記録を行う。

・想定外の劣化や損傷が生じ、補修等の措置を施した場合、ライフサイクルコストの算定を行い、コスト縮減効果が望めない場合は該当施設を事後保全型管理に切り替える。

・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容に著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

■ 遊具等、各種設備等

・日常点検及び年1回以上実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、更新もしくは撤去の方針を検討した上で措置を行う。

■ 建築物等

・5年に1回以上を目安として健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
・可能な限り劣化状況が軽微なうちに長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
・健全度判定C、Dの要因となっている劣化箇所を優先し、補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、維持管理の範囲内での補修を実施し、致命的な劣化や損傷が生じた際は施設の更新を行う。

・令和5年度の健全度調査で劣化が確認された施設は、利用状況や劣化進行状況に応じて維持管理の範囲内での補修を実施する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	256,225 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	88,997 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	167,227 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	25,622 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は45,950千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）： 2029 年度]

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

